平成27年度第3四半期退職等年金給付調整積立金の運用について

- 〇 退職等年金給付積立金の運用について、国債利回り等に連動する形で給付水準を決めるキャッシュバランス型年金の 特性を踏まえ、退職等年金給付事業の運営の安定に資することを目的として行います。
- 制度発足当初は積立金が存在しない状態から始まっていることから、当面、基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券のみとしています。
- 〇 なお、地方公務員共済組合連合会が管理運用する退職等年金給付調整積立金は、年4回(7月末、10月末、1月末、3月下旬)に地方公務員共済の各組合から払い込まれる資金により構成されるものです。初回の払込みが平成28年1月末とされていることから、平成27年第3四半期末では退職等年金給付調整積立金はありません。

